

報告第6号

平成28年度健全化判断比率の修正について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成28年度健全化判断比率の修正について、監査委員の審査意見書を付して、次のとおり報告する。

平成30年8月31日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

1 平成28年度健全化判断比率の修正について

(単位：%)

		実質赤字 比率	連結実質赤字 比率	実質公債費 比率	将来負担 比率
平成28 年度	修正 前	— (12.63)	— (17.63)	10.1 (25.0)	52.6 (350.0)
	修正 後	— (12.63)	— (17.63)	10.3 (25.0)	55.0 (350.0)

備考

- 1 実質公債費比率及び将来負担比率について、元利償還金に対する繰出基準額を過少に計上していたため、適正な額を計上した結果、数値が上昇した。
- 2 括弧内は、早期健全化基準を記載した。
- 3 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、該当がないため「—」を記載した。